

《市費補助事業(札幌市農業基盤整備事業)の御紹介》

国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、市内農家が組織的に取り組む農業生産基盤の整備に要する経費の一部を補助しています。(土地基盤整備については、国・道費補助事業に対する市費上乘せ補助も実施しています。)

土地基盤整備のほか、「人と環境にやさしい農業」や地元で取れた農産物を地元で消費する地産地消を基本理念とした「さっぽろとれたてっこ」を推進する生産施設や加工施設、直売所等の整備及び地区活性化の推進や有害鳥獣対策などを重点的に進めています。

なお、近年増加傾向にあるヒグマ・エゾシカによる農作物被害に対処するため、平成24年度より有害鳥獣対策事業に対する補助率を、従来の50/100以内から80/100以内へ引き上げました。この機会に是非、電気柵の導入をご検討下さい。

1 事業主体

- (1) ◆農業協同組合 ◆農業生産法人 ◆営農集団（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約が定められている5名以上の市内農家により構成される団体）
- (2) 本市の農業生産振興対策に寄与する生産者であって、本市が認める農業者（さっぽろとれたてっこ認証者・認定農業者・札幌市中核登録農家等）

2 対象事業及び補助率

事業区分	対象事業	対象区域	補助率
地場生産型施設整備事業	ビニールハウス及び付帯施設の設置、雨よけハウスの導入など	農業振興地域	50/100以内
環境保全型機械施設整備事業	堆肥切返し用機械、剪定枝粉碎機の導入など		
地区活性化推進事業	研修会の開催、地区活性化計画の策定経費等のソフト事業及び加工施設、直売所の整備など		
土地基盤整備事業	農道の新設改良事業	農用地区域	
	農道橋の新設改良事業		
	用排水施設の新設改良事業		
	農地造成事業	農業振興地域	
	水田転換事業		
災害防止事業	農業振興地域	65/100以内	
有害鳥獣対策事業	ヒグマ・エゾシカ等防除用電気柵の導入など	市街化調整区域内の農地	100/100以内
			80/100以内
その他市長が適当と認めた事業		農業振興地域	50/100以内

※ 対象区域の農業振興地域及び農用地区域とは、「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づき市が定めた区域区分のことで。

※ 事業費が50万円以上の事業が対象となります。(ソフト事業、有害鳥獣対策事業は除く)

※ 一つの事業主体に対する補助金は、市長が認める場合を除き、連続する3カ年の合計額が300万円を超えないものとし。 (一事業主体への補助金の偏りをなくするため)

問い合わせ先

札幌市農業支援センター

Tel.787-2220